

請求書への押印の廃止について

契約等に基づき提出される請求書について、令和4年11月1日から、原則として押印を廃止します。

・押印に代わる請求書の真正性等の確認について

押印を廃止した請求書については、本人確認等を行いますので、センターの契約担当課の職員から求められた時には、御協力をお願いいたします。

本人確認等の方法は、各契約担当課が適切に判断して行うこととしており、具体的には以下の方法などで行うことを予定しています。

1 窓口で書面を受け付ける場合

原則窓口で本人確認書類等（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び保険証など企業等の使用人としての身分が分かるもの）の提示を求めます。

2 郵送などで書面を受け付ける場合

本人、その使用人若しくは書面に記載されている担当者への電話による聴取などにより本人確認等を行います。